

特定技能制度

定期届出でよくある誤り集

「参考様式3－6号（別紙2）」の提出漏れが多くなっています！

- 「参考様式3－6号（別紙2）」は、複数の登録支援機関に支援を全部委託している場合に、提出が必要です。
- 全部委託をしているすべての登録支援機関の署名を記載して提出してください。
- 提出書類一覧はこちらをご確認ください。
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001456221.pdf>
- 参考様式はこちらをご確認ください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00020.html



登録支援機関は、定期届出を行うことができません！

- 定期届出ができるのは、特定技能所属機関のみです。
- 登録支援機関に支援を委託していても、定期届出は特定技能所属機関（外国人を受け入れている会社等）が行う必要があります。

郵送や窓口で定期届出を行う場合、提出書類の省略はできません！

- 定期届出における提出書類の省略は、オンラインで定期届出を行う場合にのみ認められています。



提出書類の省略には、「一定の基準」を満たす必要があります！

○添付書類の省略は、特定技能所属機関が「一定の基準」を満たす場合にのみ認められます。

○「一定の基準」は以下の1から3で、すべて満たす必要があります。

- 1 過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けていないこと
- 2 在留諸申請と各種届出をオンラインで行うこと
- 3 以下の①から⑥のいずれかに該当すること



- ①日本の証券取引所に上場している企業
- ②保険業を営む相互会社
- ③高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④一定の条件を満たす企業等 ※ 一定の条件については (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001378932.pdf>) をご覧ください。
- ⑤前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

オンラインで定期届出を行う場合、 利用者登録の際に「特定技能所属機関」にチェックが必要です！

- 利用者登録時に「特定技能所属機関」の欄にチェックがされていない場合、
特定技能制度の定期届出を行う際に、電子届出システムにログインできません。
- オンラインで届出を行うための手続きは、こちらの動画で解説しています。
→ <https://www.youtube.com/watch?v=1PBQBSYJxlg>

